

# 施策評価シート (評価対象年度：平成30年度)

## 1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	1 母子保健事業の充実	② 施策番号	4201
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	1 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 子どもと親の健康づくりの推進		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	保健推進課		

## 2. 施策の現状把握

### [1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	妊婦、乳幼児とその保護者(母子保健法に定められた対象者)
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	母子の健康の保持、増進。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの、切れ目のない支援の強化を図ることが求められ、「子育て世代包括支援センター」の設置を、32年度末までに全国展開を目指すと考えられた。

### [2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 乳幼児健康診査受診率 (1歳6カ月児健康診査・3歳6カ月児健康診査) 計算式: 健康診査受診者数/対象数	%	乳幼児健康診査等を実施することにより、母子の健康管理を支援する。受診率がアップすることにより、母子保健事業が充実する。
② 乳児家庭全戸訪問率 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) 計算式: 訪問数/対象数	%	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母親の抱える悩み等について相談に応じ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、母子の健康の保持・増進を支援する。
③ 計算式:		

指標名	単位		H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考
① 乳幼児健康診査受診率 (1歳6カ月児健康診査・3歳6カ月児健康診査)	%	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		実績値	90.0	90.0	91.0	—	—	
		達成率	90.0%	90.0%	91.0%			
② 乳児家庭全戸訪問率 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	%	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		実績値	99.3	100.0	100.0	—	—	
		達成率	99.3%	100.0%	100.0%			
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

### [3] 施策を構成する事務事業

事務事業名	成果指標					総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化
	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価	今後の方針	
1 母子健康診査事業	乳幼児健康診査受診率	%	90	91	91	77,043	82,932	82,045	A	ア	○
2 母子健康増進事業	新生児等訪問数	人	737	765	765	28,347	26,751	27,709	A	ア	◎
3 施設管理事業	主な事業参加人数	人	16,059	13,744	13,744	11,260	9,994	9,943	A	ア	
4											
5											
6											
7											
8											
計	3					116,650	119,677	119,697			

### 3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	乳幼児健康診査や新生児訪問等、母子の健康管理を支援することは、子どもと親の健康づくりにつながる。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	乳幼児健康診査の未受診率は、子ども虐待につながるリスクが高く、養育支援の必要な家庭の児であることが多い。達成率は高いが、府の未受診児対応ガイドラインに基づき、未受診者への対応を含め全数把握に努める必要がある。健診受診率は9割以上で、おおむね全数把握できている。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	母子健康診査事業等は、母子保健法及び子ども子育て支援法に定められ、地域の実情に合った支援が求められている。こんにちは赤ちゃん事業は、民生委員・児童委員の協力のもと家庭訪問を実施していることで、地域での見守りが可能となり、母親の孤立を防止し、子育ての安心感が得られるなど適切と考える。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	母子保健事業は、妊娠期の母子健康手帳の交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じたサービスを提供する。子どもと親の健康づくりの推進のため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の母子健康診査事業と、家庭訪問や育児サロン等全ての母子を対象としたアプローチが可能な母子健康増進事業等で構成されており適正である。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	母子保健事業を取り巻く課題は、健全育成にとどまらず、児童虐待や発達障害、食育や子どもの生活習慣の確立など、非常に多岐にわたる。総合相談支援を提供するワンストップ拠点の整備等、母子健康増進事業を特に重点化し、あわせて、母子の心身の状況把握等を目的とした母子健康診査事業についても重点化していく必要がある。

### 4. 一次評価(所管課評価)

一次評価	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	妊娠・出産及び子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えていることから、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供することが求められている。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある

### 5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	平成28年度から保健センターの機能を強化し「子育て世代包括支援センター・母子保健型」を立ち上げ、産後2週間サポート事業を3市3町の広域で実施してきた。30年度は、産後うつや虐待予防等を図る観点から、医療機関と連携し、産後サポート事業を拡充した「産婦健康診査」や「産後ケア事業」を新たに実施している。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	妊娠・出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えているため、切れ目のない支援として、ショートステイ(宿泊型)やデイサービス等の産後ケア事業を広域(3市3町)で検討してきた結果、医師会の協力のもと実施する運びとなった。新規事業となるので、PDSAサイクルで評価し、よりよいサービス提供に努める。
中長期的対応 (3~5年をめぐりに取り組む改善案)	国の動向、市民のニーズに応じて、サービス内容の改良を含め広域で検討する。

### 6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

二次評価	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	成果指標である乳幼児健康診査受診率、乳児家庭全戸訪問率は9割以上が保たれており適切に行われている。 幅広い支援への適切な対応ができるよう関係機関との連携を進め、引き続き取組を進められたい。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある